

令和6年度 東浦町立東浦中学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ防止に対する基本的な考え方・基本理念について

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の児童・生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめの防止等のための対策を行う。また、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

本校の教育目標・経営方針より、「生徒の成長が第一」の教育理念のもと、思いやりに満ちた心豊かな生徒集団の育成を目指し、「互いの人格や権利を尊重し、相手の心の痛みが分かる生徒を育成し、いじめ防止に努める」という重点努力目標を設定し、あわせて「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の3点をあげる。

- ア いじめ防止対策に関する組織と支援体制の充実
- イ いじめの防止等に関する取組の強化
- ウ 重大事態発生時の迅速な対応

2 関係者の責務について

いじめが行われず、すべての児童・生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者および地域の方と連携していじめ防止に努める。

学校は、学校全体ですべての生徒が教職員や友人と信頼関係を育むことを通して、教師と生徒がともに自己有用感を感じられる集団でいられるように、いじめのない学校づくりに努める。生徒のコミュニケーション能力の向上を図るなどいじめの未然防止に努める。また、早期発見に取り組むため、すべての教職員がいじめに対する共通理解の下、適切かつ組織的に対応できるようにする。いじめが疑われる場合は、個人で判断せずに、直ちに全ての当該組織に報告・相談する。

保護者は、子どもの教育について第一義的責任を有するものであり、自他の命や他を思いやる心を育て、規範意識を身に付けさせること等に努める。また、子どもがいじめを受けた場合やいじめに関わっていると気付いた場合、子どもをいじめから守るための、あるいは子どもにいじめをさせないための適切な処置を学校や関係機関等と連携してともに取り組む。

地域社会は、学校や家庭と連携し、社会全体で子どもの様子を見守り育てていく役割がある。地域・学校・家庭が連携して、子どもたちの様々な体験活動や人と関わり合う活動を支援する。

3 いじめ防止対策に関する組織と支援体制の充実

(1) 組織について

ア いじめ防止等の対策のための組織の設置について

いじめの防止等を実効的に行うために、「いじめ不登校虐待対策委員会」「生徒支援部会」を設置する。

イ 構成員について

「いじめ不登校虐待対策委員会」は、校長、教頭、教務主任、校務主任、生徒支援主事、各学年主任を構成員とする。

「生徒支援部会」は、生徒支援主事、各学年生徒支援担当者（1～2名）、あおば担当、通級担当、グローバル主任、保健主事、養護教諭を構成員とする。

ウ 開催時期について

いじめ不登校虐待対策委員会と生徒支援部会は毎週行い、生徒の様子や対人関係の変化についての情報交換を行い、その都度対策を立てて実行する。

いじめ不登校虐待対策委員会をもとにして、「いじめ不登校虐待対策会議」は全職員を構成員として年2回実施する。重大いじめ事案発生時は緊急開催とする。

(2) 主な活動について

ア いじめの未然防止に関すること（授業改善、校内研修、生徒との対話）

イ いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談）

ウ いじめ事案に対する対応に関すること（保護者、地域との連携、警察との連携）

エ 日程・会議の開催時期・取組の見直しについて（PDCA）

(3) 年間計画について

学期	「いじめ不登校対策委員会」「運営委員会」 「生徒支援部会」の取組	その他の取組
1 学 期	<p>【4月】いじめの未然防止への取組内容の検討</p> <p>【4月】望ましい集団作りのための取組内容の検討</p> <p>【4月】いじめ防止基本方針等の確認</p> <p>【5月】いじめアンケートの実施内容と教育相談の内容の検討</p> <p>【6月】いじめ不登校虐待対策会議実施</p> <p>【7月】1学期の取組の反省と夏季休業中の研修会の内容、および2学期以降の取組の検討 学校生活に不安な生徒の掌握</p>	<p>【4月】生徒、保護者、関係機関へのいじめ防止基本方針の周知</p> <p>【5月】教育相談後の情報交換</p> <p>【6月】保護者へのアンケート実施</p> <p>【6月】いじめアンケート実施</p> <p>【7月】夏休み前アンケート実施</p>
2 学 期	<p>【9月】夏季休業中の生徒の情報を共有</p> <p>【9月】いじめアンケートの実施内容と教育相談の内容の検討</p> <p>【10月】人権週間の取組内容の検討</p> <p>【11月】いじめアンケートの実施内容と教育相談の内容の検討</p>	<p>【9月】夏季休業中の生徒の様子についての情報交換</p> <p>【9月】教育相談後の情報交換</p> <p>【11月】教育相談後の情報交換</p> <p>【11月】無記名アンケート実施</p>

	<p>【11月】学校評価の項目および内容の検討</p> <p>【11月】いじめ不登校虐待対策会議実施</p> <p>【12月】2学期の取組の反省と冬季休業中の研修会の内容、および3学期以降の取組の検討</p>	<p>【11月】保護者アンケート実施</p> <p>【12月】アンケートの集計</p>
3 学 期	<p>【1月】学校評価の検討と今後の対策</p> <p>【2月】教育相談の内容の検討</p> <p>【3月】3学期の取組の反省と来年度の取組の検討</p>	<p>【1月】冬季休業中の生徒の様子についての情報交換</p> <p>【2月】教育相談後の情報交換</p>

4 いじめ防止等に関する取組の強化

(1) 未然防止の方策について

- ア 個別最適な授業を心がけ、生徒に寄り添う。
- イ 道徳教育を充実させる。B-(6)思いやり、D-(19)生命の尊さを、計画的に実践する。
- ウ 体験活動や交流活動の充実をさせる。
- エ 児童・生徒の心をつかむ学級・学年・学校の「居場所作り」の実践をする。
- オ ネットの正しい利用とマナーの理解を深めるための情報モラル教育の推進をする。
- カ スマホ、SNS、インターネット等の利用について保護者への啓発活動をする。
- キ 行事等において、学級・学年のつながりをもつ「絆作り」の実践や仲間意識の高揚。
- ク 学級活動・道徳・総合的な学習の時間など様々な場面で「いじめは絶対に許されない」という意識の徹底をさせる。
- ケ 生活支援を通して、生徒が規律のある生活を送れるようにする。
- コ 生徒会活動の中に、いじめについて考えられる機会をつくる。
- サ 学校全体でのいじめを許さない雰囲気作りをする。 など

(2) 早期発見・早期対応について

ア いじめ調査等（生徒支援主事）

生徒の小さなサインを見逃さず、いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査および情報交換を次の通り実施する。

- ・教育相談アンケート調査 年3回（5月・11月・1月）
- ・生徒対象いじめアンケート調査 年2回（6月・11月）
- ・夏休み前生活アンケート調査 年1回（7月）
- ・保護者対象いじめアンケート調査 年2回（6月・11月）
- ・教育相談を通じた学級担任による生徒からの聞き取り調査 年4回（5月・9月・11月・2月）
- ・タブレットを活用した相談箱による調査 随時
- ・生徒の様子の情報交換による 随時（運営委員会・生徒支援部会）

イ いじめ相談体制（生徒支援主事）

生徒及び保護者がいじめに関わる相談を行うことができるよう、次のとおり相談体制の整備を行う。

- ・スクールカウンセラーの専門性を活かすことができるような活用
- ・心の健康相談員の活用
- ・養護教諭の活用

ウ いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を以下のように行い、教員の資質向上を図る。

- ・生徒指導、生徒支援、学級経営、道徳教育、教員の力量向上のための研修会を実施する。
- ・校内教員が講師になり少経験者を中心に力量向上のための研修会や学習会を実施する。

(3) いじめへの対策について

ア いじめの発見・通報を受けたら、「学年会」「生徒支援部会」「いじめ不登校虐待対策委員会」「いじめ不登校虐待対策会議」を中心に組織的に対応する。

イ 生徒から個別に話を聞き、いじめがあると判断した場合は、被害生徒のケアや支援、加害生徒の指導や支援、問題の解消（再発防止の教育活動、その後の経過の見守り）まで責任をもって対応する。

ウ 保護者の協力、スクールカウンセラー、警察・児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。

エ 報告の際にはいつ、どこで、誰が、何を、どのように等を明確にして情報を共有する。

オ インターネットを通じて行われるいじめに効果的に対処できるように、必要に応じて警察や法務局等とも連携する。

5 重大事態発生時の迅速な対応

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合は、以下の対応を迅速にとる。

- (1) 重大事態が発生した旨を、東浦町教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 東浦町教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を学校または東浦町に設置する。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

6 学校の取り組みに対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取り組みについては、P D C Aサイクルで見直し、実効性のある取組となるように努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめ不登校虐待対策会議でいじめに関する取組の検証を行う。